

論文投稿に関するよくある質問 Q&A

Q1	equally contributed author として、第1著者を複数にすることは可能ですか？
A1	いわゆるfirst authorは1番目に名前が載るのでfirst authorです。 first authorが2人いることはありません。 そういう意味において、実質的な指導的役割を担った方が通常はsecond authorとなり、そのグループの最上位者がlast authorとなり、論文を見る際にはそのようなことを念頭に読むわけです。 したがって、第一著者が複数となることは有り得ません。
Q2	論文内容が、博士論文の一部で、博士論文は国立国会図書館から開示されるが、本会への投稿は二重投稿となってしまいますか？
A2	学位論文（thesis）はあくまでも学位を取得するために書いて、取得後開示されるもので、2重投稿には当たりません。 一方、既存の雑誌に掲載したものを学位論文として提出する場合があります。 この場合、この論文と同じものを他誌に掲載すれば2重投稿となります。thesisであれば問題ないと考えます。
Q3	投稿名に旧姓・新姓両方入れてもよいですか？ 英文抄録にのみ入れることもよいですか？
A3	入れてもよいです。 和文：高橋（山田）華子 英文：Hanako (Yamada) Takahashi
Q4	投稿中に所属が変わりましたが変更は可能か
A4	掲載が決まった後、著者校正時までは変更は可能です。
Q5	旧所属と現所属を両方記載してもよいですか？
A5	通常現所属を記載するが、論文の研究が旧所属の場合など主たる肩書2つまでは可とします。
Q6	博士論文は引用文献とすることができますか？
A6	博士論文は機関リポジトリなどで公開されているものは可です。
Q7	抄録は引用文献にできますか？
A7	抄録は引用文献にはできません。
Q8	掲載論文の中の尺度の利用許諾についてどのような手続きをしたらよいですか？
A8	原則として尺度の利用に関しては、引用文献に出典を明記すれば許可なく利用することができます。 ただし、できる限り開発者である著者の許可を取るようにしてください。
Q9	倫理審査申請許可後に質的研究を深めるうえで途中から研究者が追加になりました。そのため研究計画書に名前がありません。その場合は共著者にできませんか？
A9	通常は、研究を行うものと研究論文の著者は一致していることが原則です。 変更になった段階で倫理委員会へ変更申請をおこない、認められてから研究に加わることが可能となります。 研究計画書にお名前がない場合は共著者にはできません。

Q10	同一対象の研究を複数に分けて論文にし、投稿することは可能ですか？ (副題を変える・第1報・第2報として投稿する。または他誌へ投稿する)
A10	研究計画が1つで、同一対象からデータ収集をおこなった研究は1つの論文として完結します。 分析側面を変えて複数の論文とするのは分割投稿(サラム論文)として判断され本会では非倫理的行為とみなし投稿は受理しません。 研究課題が大きく、いくつかの研究目標を包含して、取り組まれるプロジェクトなどの結果は、複数論文として公表されることがあります。
Q11	学術集会での演題発表と同時進行で論文投稿をしてよいのか？
A11	学術集会で発表後に、論文内に「本研究の一部は〇〇学術集会で発表した」と記載したうえで投稿可能です。
Q12	倫理審査非該当の論文を投稿する場合は、証明書の提出は不要ですか？
A12	所属している施設(大学を含む)の倫理委員会において、非該当である旨が記載された通知書がある場合は提出してください。非該当であるため倫理審査の対象としていない場合は、そのことが記載されている倫理委員会の規程等を提出してください。 なお、文献レビューにつきましては、通知書等の提出は不要です。
Q13	図表の作成について用紙を横づかいで作成してはいけませんか？
A13	原則として縦使い横書きで作成いただいておりますが、縦使いでは収まらない場合は横づかいで作成いただき投稿もできますが、掲載のレイアウト上、90度回転した形で掲載になることがありますのでご了承ください。
Q14	倫理審査通知書・研究計画書には、名前がないが論文作成時にスーパーバイズしていただいた方を著者名に入れてよいでしょうか？
A14	倫理審査で承認されていない著者が含まれることは、ギフトオーサiershipとみなされかねないため、倫理審査における研究計画書の研究者と論文著者名が一致していることを投稿の条件としています。 倫理審査の変更申請をするなどして、倫理審査における研究計画書の研究者と論文著者名が一致した状態で改めて投稿いただけますようお願いいたします。

2024.4.12

Q15	利益相反自己申告書への記載について
A15	利益相反の意味をふまえ、自己申告の趣旨を十分理解して記載してください。 多施設共同研究など、研究遂行において様々な分担があり、検査等の費用など研究経費の分担を明確にしたい場合は 研究方法の項に記載してください。
Q16	研究倫理審査を受審した際の研究計画書には共同研究者に上げることができなかった大学院のゼミ生が分析に関与していた場合、共著者として挙げることはできるか？(オーサiershipについて)
A16	倫理審査では研究組織構成員の研究関与も審査の対象となります。データ分析に参加するなどデータに触れる研究活動を一緒に行う研究者は、倫理審査を受審した研究組織の構成員のみです。倫理審査の受審後に新たなメンバーを加えたい場合は、倫理申請の変更届を出して、研究組織構成員を追加することが求められます。 したがって、著者になる研究者は研究計画書に記載されているはずであり、研究倫理審査の際の研究組織に含まれない研究者は原則として共著者にはなれません。

2025.1.6